

見附駅周辺整備事業（後期計画）基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

見附駅周辺整備事業(後期計画)基本設計業務

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(3) 目的

見附駅周辺では、これまでの都市再生整備事業(前期計画)により公共施設の再整備が進み、見附駅交流拠点「MITSUKERU」の供用開始や市民・民間主体による活動の広がりにより、新たなにぎわいが創出されつつある。

今後、見附駅周辺整備事業(後期計画)においては、西口駅前広場等の整備が予定されており、本市の玄関口にふさわしい駅前空間の形成が求められている。

一方で、これらの整備にあたっては、交通結節点としての機能強化に加え、歩行者の安全性及び利便性の向上、にぎわいの創出等、多様な機能をバランスよく備えた空間とする必要がある。

また、今後の維持管理及び運営を見据え、市民・民間主体による活動との連携や、公民連携による持続的なマネジメントの視点を取り入れることも重要である。

本業務は、このような背景を踏まえ、見附駅周辺整備事業(後期計画)として、駅前広場及び周辺空間の再編に係る実現性を踏まえた基本設計を行い、交通結節機能の強化、歩行者空間の安全性及び利便性の向上並びににぎわいの創出を図るとともに、本市の玄関口にふさわしい魅力ある駅前空間の形成を目指すことを目的とする。

業務の実施にあたっては、高度な専門的知見及び豊富な経験を有する事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

(4) 担当課

見附市都市基盤部都市環境課

〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号

TEL:0258-62-1700 FAX:0258-62-7062

E-mail:tokan@city.mitsuke.niigata.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

見附駅周辺整備事業(後期計画)基本設計業務委託

(2) 業務区域

見附市本所2丁目及び柳橋町地内

(3) 業務内容

別紙特記仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託上限額

31,000,000 円(消費税及び地方消費税含む。)

3 参加資格要件

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、単独企業、共同企業体は問わない。ただし、共同企業体での参加の場合であっても、その全ての者が以下の要件を満たしていることとする。ただし、下記イについては、共同企業体を構成する場合はその代表者が満たしていれば可とする。

ア 参加証明書を提出するまでに見附市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。

イ 新潟県内に本社・本店又は支社・支店があること。又は、過去に見附駅周辺整備事業に携わったことがあること。

ウ 受注者として、本業務と同種又は類似の業務実績を有すること。(発注者が、国及び地方公共団体(独立行政法人等これに準ずる機関も含む。)を問わない。また、共同企業体の構成員での実績を含む。)

エ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。

カ 破産法(大正 11 年法律第 71 号)に基づき破産の申立て又は旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)に基づき和議開始の申立てがなされている者でないこと

キ 設計業務に関し、国及び地方自治体から指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 国税及び地方税を滞納していない者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号による暴力団及び第6号に規定する暴力団関係者でないこと。

注1) 同種業務とは、「ロータリー再編を伴う駅前広場」の基本設計又は実施設計とする。

注2) 類似業務とは、「駅前広場」の基本設計又は実施設計とする。

(2) 業務従事者の資格等

ア 管理技術者

管理技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設)
- ・技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画)
- ・RCCM(専門技術部門:道路部門)
- ・RCCM(都市計画及び地方計画部門)

イ 照査技術者

照査技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設)
- ・技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画)
- ・RCCM(専門技術部門:道路部門)
- ・RCCM(専門技術部門:都市計画及び地方計画部門)

ウ 担当技術者

担当技術者は、下記に示す技術者を配置すること。

(ア) 都市デザイン技術者

駅前広場の都市デザインに係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・一級建築士
- ・登録ランドスケープアーキテクト
- ・認定都市プランナー

(イ) 土木設計技術者

駅前広場の交通施設などの土木設計に係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設)
- ・技術士(建設部門 選択科目:道路または都市及び地方計画)
- ・RCCM(専門技術部門:道路または都市計画及び地方計画)

エ その他留意事項

- ・管理技術者は、都市デザイン技術者、土木設計技術者のいずれかを兼ねることができる。
- ・担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- ・都市デザイン技術者と土木設計技術者は、兼ねることができない。
- ・兼務する技術者の資格要件は、各技術者の資格要件を満たすものとする。
- ・プロポーザル参加表明書に記載した管理技術者は、設計者として選定され、見附市と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。

4 質問及び回答

質疑がある場合は、質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、電子メール以外による方法での質問を希望する場合は、事前に申し出ること。

(1) 提出書類 質問書(様式9)

(2) 提出期限 令和8年4月13日(月)午後1時まで(必着)

(3) 提出方法 電子メールを基本とする

※ 件名は「見附駅周辺整備事業(後期計画)基本設計業務委託プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

※ 必ず開封確認メールで送付すること。

※ 電子メール受取後、受信確認メールを送信する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、「12 問い合わせ先」に電話で確認すること。

※ 電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

(4) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

(5) 質問の回答

質問に対する回答については、一括して取りまとめ、令和 8 年 4 月 17 日(金)に見附市ホームページにて公開する。回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

※ 提出書類の文字サイズは10ポイント以上とすること。(添付書類は除く。)

① 参加表明書(様式1)

・必要事項を記入の上、提出すること。

② 業務実績調書(様式 2)

・同種又は類似業務の実績が証明できるもの(契約書の写し又はテクリスの登録確認書)を添付すること。

③ 業務実施体制(様式 3)

・本業務の実施にあたっての取組体制について記入すること。

④ 配置予定技術者の経歴(様式 4)

・配置予定技術者1名につき1枚に記載する。(両面印刷可とする)

・保有資格等を記載し、保有資格者証の写し、雇用関係を証明する書類(保険証等)の写しを添付すること。

・同種又は類似業務に従事したことがわかる書類(契約書の写し又はテクリスの登録確認書)を添付すること。また、本業務における役割・業務内容等を記入すること。

・同種又は類似業務については、再委託による業務等は除く。

⑤ 誓約書(様式 5)

(2) 提出部数 2部(提出書類①～⑤) ※1部ずつファイル等に綴じること

(3) 提出期限 令和 8 年 4 月 20 日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法 原則郵送とすること。

※ 郵送の場合は、提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。

※ やむを得ず持参する場合の受付時間は、土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時

30分から午後5時 15 分までとする。

(5) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

(6) 参加資格審査結果の通知

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、参加表明書を提出したすべての事業者に対し、令和 8 年 4 月 24 日(金)に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。

第1次審査に合格された事業者へは、「提案書の提出依頼書」を併せて送付するので、実施要領5～6ページの「6 企画提案書等の提出」に基づき、提出を行うこと。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「5 参加表明書等の提出」による参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ、企画提案書等の提出を依頼された者(以下「提案者」という。)は、以下の書類を提出すること。

※提出書類の文字サイズは10ポイント以上とすること。

① 提案書表紙(様式 6)

- ・提出書類の先頭ページとして使用すること。
- ・企画提案書等の提出を依頼した通知にある企画提案番号を記載すること。
- ・正本には、代表者等を記入の上、提出すること。

② 企画提案書(任意様式)

(業務実施方針・業務フロー)

- ・原則A3 用紙横使い、片面印刷 4 枚以内でまとめること。文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ・どのように整備するか等について考え方をまとめ、文章及び図画(スケッチ、イラスト、配置平面図、写真等)を用いて簡潔に分かりやすく表現すること。

③ 見積書表紙・内訳書(様式 7+任意様式)

- ・本要領に定める委託上限額を超える又は、業務の遂行が困難と考えられる過度に低い金額を提示した提案者は、選定の対象としない。

④ 工程計画(様式 8)

- ・業務スケジュールについて、作業項目ごとに実施時期を記入すること。
- ・様式8を基本に作成することとし、A3用紙(片面印刷)を片袖折りにして1枚以内で記載すること。ただし、提案の内容に応じ、項目の追加、修正をして差支えない。

(2) 提出部数 提出書類①～④を取りまとめて

製本版 10 部、電子媒体1部

※製本版は、1 部ずつファイル等に綴じること

(3) 提出期限 令和8年5月11日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法 原則郵送とする。

※ 郵送の場合は、提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。

※ やむを得ず持参する場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

7 提案の審査・優先交渉者の選定

(1) 審査方法

審査及び選定にあたっては、以下の審査方法をもって提案事業者ごとに提案内容を審査する。なお、選考委員会は非公開とする。

(2) 第1次審査(書類審査)

提出された参加表明書等を選定委員会が評価項目に基づき審査し、高い得点を得た順に上位5事業者程度を第2次審査の対象とする。ただし、応募者が5事業者以下であった場合は、第1次審査を省略する場合がある。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング・書類審査)

提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)について審査及び書類審査(再評価)を実施する。順番は、原則、企画提案書等の受付順とする。

なお、提案者が1者のみの場合であっても第2次審査は実施する。

① 実施日時 令和8年5月21日(木)(時間の詳細は別に通知する。)

② 実施場所 見附市役所(場所の詳細は別に通知する。)

③ 実施方法

ア プレゼン等の時間は、説明30分以内、質疑応答20分以内とすること。

イ プレゼン等への出席者は3名以内とし、説明は配置予定の管理技術者又は配置予定の担当技術者が行うこと。

ウ プレゼン等は、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、提出後の追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは見附市が用意するがパソコン等その他必要な機器は、出席者が当日持参すること。

エ プレゼン等は非公開とする。

(4) 審査基準及び優先交渉権者の選定について

審査項目、審査内容及び配点は 10～11 ページの表のとおりとする。各提案者の企画提案内容の評価を行い、各選考委員の評価点の合計により順位をつけ、最も高い評価合計点を獲得した提案者を優先交渉権者とし、併せて、評価合計点の順位にもとづき、次点者を特定する。ただし、最も高い評価合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として特定せず、該当者なしとする。

(5) 審査結果等について

① プレゼン等の開催通知

全ての提案者に、令和 8 年 5 月 13 日(水)に電子メールにてプレゼン等の詳細を通知する。

② 審査結果

全ての提案者に、評価結果を令和 8 年 5 月 25 日(月)に電子メールにて通知する。また、評価結果及び優先交渉権者の名称、代表者名、住所などを見附市のホームページで公表する。

8 契約の締結

(1) 仕様書等

本業務の仕様については、別途「見附駅周辺整備事業(後期計画)基本設計業務委託特記仕様書」に定める内容を標準とする。ただし、本業務の目的達成のため、優先交渉権者の提案内容に即し、見附市と優先交渉権者との間で協議を行ったうえで仕様書を確定させることとする。

(2) 契約の締結

優先交渉権者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合には、見附市財務規則(昭和 39 年規則第 3 号)の規定に基づき、随意契約を締結する。

なお、優先交渉権者の決定から契約締結までの間に、優先交渉権者が、「3 参加資格要件」に記載する要件を満たさなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、次点の者と同様の協議を行う。

9 スケジュール(予定)

本プロポーザルにおける事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

(なお、都合により変更する場合がある。)

内容	日程
----	----

実施要領の公表	令和 8 年 4 月 6 日(月)
質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 13 日(月)午後 1 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 4 月 17 日(金)
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 4 月 20 日(月)午後 5 時まで
参加資格審査結果の通知	令和 8 年 4 月 24 日(金)
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 11 日(月)午後 5 時まで
プレゼン等の開催通知	令和 8 年 5 月 13 日(水)
プレゼン等による審査	令和 8 年 5 月 21 日(木)
評価結果の通知	令和 8 年 5 月 25 日(月)
契約締結	令和 8 年 5 月下旬～6 月上旬

10 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選考委員会の委員が認める場合

11 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法(平成4年法第51号)に基づくこととする。
- (2) 本業務のプロポーザルへの参加に関する書類の作成及び提出に係る費用は、すべて参加者側の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届(様式10)を提出すること。

- (4) すべての提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者の変更は、特別な場合を除き変更することができない。
- (5) すべての提出書類は、本プロポーザル以外には使用しないが、見附市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (6) 提出された企画提案書等は、見附駅周辺整備事業(後期計画)基本設計業務委託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (7) 本業務のプロポーザルに参加することにより知り得た事項(仕様書の内容を含む)については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て、問い合わせ等には一切応じない。
- (9) すべての提出書類について返却は行わない。また、選考委員会の審査等にあたり必要に応じて提出書類の複製を作成する場合があるので、複製に対する制限はないものとする。
- (10) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、本実施要領及び業務委託内容等について変更する場合がある。

12 問い合わせ先

- (1) 担当部署 見附市都市基盤部都市環境課地域交通係
- (2) 住所 〒954-8686 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
- (3) 電話番号 0258-62-1700
- (4) FAX番号 0258-62-7062
- (5) E-mail tokan@city.mitsuke.niigata.jp

企画提案評価点(1人の選考委員あたり)

審査項目		審査内容	配点	
1	業務実績 実施体制	<p>○本業務が遂行可能と判断できる十分な駅前広場の設計実績を有しているか。</p> <p>○業務を確実かつ迅速に実施できる体制が整っているか。</p>	10	
2	業務理解度	<p>○業務の目的、背景及び課題を的確に把握し、駅前広場整備に求められる役割や機能について適切に理解しているか。</p> <p>○上位計画や現況条件を踏まえた課題認識が整理されており、その内容が提案に適切に反映されているか。</p> <p>○見附駅周辺における公共施設整備の進展状況及び市民・民間主体による活動の広がりを踏まえ、今後の駅周辺の役割や課題を的確に理解しているか。</p>	15	
3	企画提案力	<p>【1】見附駅前空間の安全性及び利便性の向上</p> <p>○東口・西口それぞれの特性を踏まえた計画となっているか。また、前期計画で整備してきた延長でどのように計画していくかの提案がなされているか。</p> <p>○交通動線(バス・タクシー・一般車・自転車・歩行者)が適切に整理されているか。また、多雪地域であることを踏まえ、積雪時においても安全かつ円滑に利用できる動線計画となっているか。</p> <p>○西口は周辺道路状況を加味し、一般車利用を適切にコントロールする計画となっているか。</p> <p>○交通結節点機能を東口に集約して見附駅全体としてのバリアフリー環境の改善することも視野に入れて検討されているか。</p> <p>○地下通路の安全性の確保やバリアフリー導入可能性の検討がされているか。</p>	25	
		<p>【2】見附市の玄関口にふさわしい景観づくり</p> <p>○駅前空間として象徴性のあるデザインとなっているか。</p> <p>○景観・デザインに統一性があるか。(前期計画との一体性)</p> <p>○多雪地域であることを踏まえ、除雪計画、堆雪スペース、融雪施設、冬期の歩行環境等について提案されているか。</p>	10	
		<p>【3】経済性・施工性・維持管理性</p> <p>○施工・維持段階の配慮があり、事業化に向けた現実性が高い計画となっているか。(施工コスト削減、維持管理費削減)</p> <p>○工事を実施するにあたっての最適な施工計画・施工順の提案があるか。</p>	10	
		<p>【4】見附駅周辺に人が集い交流する賑わいの創出</p> <p>○滞留・交流空間が適切に配置されているか。</p> <p>○日常利用とイベント利用の双方が想定されているか。</p> <p>○駅前に“滞在する理由”が設計され、人の活動が生まれる仕掛けがあるか。</p> <p>○市民・民間主体による活動やにぎわい創出の取り組みとの連携が図られているか、また将来的な管理運営の視点(公民連携、エリアマネジメント等)を踏まえた提案となっているか。</p>	5	

4	見積価格	<p>○見積書合計価格をもとに、下記の式により算出する。 評価点 = 25[配点] × (最低見積価格 ÷ 見積価格)</p> <p>※小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までの値とする。</p>	25
合 計			100